

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年3月26日（平成30年（行情）諮問第167号）

答申日：平成31年3月22日（平成30年度（行情）答申第507号）

事件名：特定公共職業安定所において管理職等が起案した決裁文書（特定期間分）の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「管理職，情報官が起案（立案）した決裁（原議）文書。（平成28，29年度特定公共職業安定所分，1つの決裁文書につき先頭ページから10ページまでの開示をお願いします。）」（以下「本件対象文書」という。）につき，開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年12月12日付け福岡労開第120号により，福岡労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

平成29年10月7日と平成29年3月28日に同文言で行政文書開示請求を行いました。請求した行政文書の名称欄の文言は「管理職，情報官が起案（立案）した決裁（原議）文書」（ただし平成29年3月28日分のみ労働局分も含む形での請求）です。平成29年3月28日請求分は開示決定となりましたが，平成29年10月7日請求分は，「形式的な不備がある不適法な請求」であるとして，不開示決定となりました。（文書不存在による不開示決定でもありませんでした。）請求対象の年度は違いますが，特定公共職業安定所に対する同文言での行政文書開示請求にもかかわらず，扱いが全く異なるため，審査請求に至りました。このようなケースが散見されるため，特定可能な行政文書を不開示決定しないように周知等をお願いします。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成29年10月7日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が、平成29年12月12日付け福岡労開第120号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者はこれを不服として、同月25日付け（同月26日受付）で本件審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

## 3 理由

### (1) 本件審査請求に係る開示請求の経緯について

ア 本件審査請求に係る開示請求は、平成29年10月7日付けで、請求者が「管理職、情報官が起案（立案）した決裁（原議）文書（平成28、29年度特定公共職業安定所分）」の開示を求めたものである。

イ 処分庁は、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載された内容から文書を特定することが困難であったことから、平成29年11月1日付け及び同月20日付けで、相当の期間を定めて補正を求めた。

ウ しかしながら、平成29年11月19日付け及び同年12月10日付けであった請求者からの回答において、補正に応じる意思は認められず、したがって法4条1項2号に掲げる事項が記載されていると認められないことから、形式上の不備がある開示請求として、同月12日付けで原処分が行われたものである。

### (2) 原処分の妥当性について

#### ア 文書の特定について

請求者は、処分庁に対して、「管理職、情報官が起案（立案）した決裁（原議）文書（平成28、29年度特定公共職業安定所分）」の開示を求めているが、当該請求内容は、開示を求める行政文書の範囲が形式的・外形的には一応明確であるものの、実際には特定公共職業安定所が所掌する業務に関するすべての決裁文書の中から当該請求内容に合致する決裁文書を探索することとなる。行政組織の活動が多種多様であることを踏まえれば、本件審査請求に係る開示請求の内容は包括的であって、対象文書の特定が不十分と評価しうるものと考えられる。

法が、開示請求者に対し、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求める趣旨は、開示請求制度の適正かつ円滑な運

用のためであると解されるところ，このような包括的な請求は，探索する対象文書の量が膨大となり，行政事務の遂行に支障を生じることが想定されることから，法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められない。

#### イ 補正の手続について

行政機関の長は，法4条2項の規定により開示請求書に形式上の不備があると認めるときは，開示請求者に対し，相当の期間を定めて，その補正を求めることができるとされている。また，この場合において，行政機関の長は，開示請求者に対し，補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないとされている。

本件審査請求における開示請求において，処分庁は，開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載された内容から文書を特定することが極めて困難であったため，請求者に対し，処分庁の組織及び所掌する事務を示したうえで，開示を希望する業務の内容を特定するよう2度にわたり，相当の期間を定めて補正を求めているが，請求者はこれに応じる意思を示すことはなかった。

このような経過を踏まえれば，処分庁において，文書を特定するために必要な手続は適正に行われたことが認められる。

#### 4 請求者の主張について

請求者は，審査請求書の中で，「以前に行った同様の開示請求と扱いが異なる」ことを理由として本件対象文書の開示を求めているが，以前の開示請求においては，請求者からの連絡により開示請求の内容が補正され，対象行政文書の特定が可能となったものであり，本件審査請求における開示請求と同様の内容とはいえず，請求者の主張は認められない。

#### 5 結論

以上のとおり，本件審査請求に係る開示請求については，開示を求める行政文書の特定が不十分であり，これに対する補正の求めも適切に行われていることから，原処分を維持することが妥当であり，本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年3月26日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年6月7日     | 審議            |
| ④ 平成31年3月19日 | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求は形式的な不備がある不適法な請求であり、本件対象文書を特定することができないとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取り消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

## 2 原処分の妥当性について

(1) 諮問庁は、原処分の妥当性について、理由説明書（上記第3の3）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。

ア 審査請求人は処分庁に対して、特定公共職業安定所分に係る「管理職、情報官が起案（立案）した決裁（原議）文書」の開示を求めているが、公共職業安定所の所掌事務は厚生労働省組織規則（以下「組織規則」という。）793条1項各号で定められており、具体的には、これらの規定に基づいて、公共職業安定所では、庶務、職業紹介、求人、雇用保険業務等の多岐にわたる業務を行っている。

イ そして、本件開示請求については、管理職、情報官が起案したものという限定はされているものの、一般的に、課長等の管理職も一般職員と同様に起案を行っており、特定公共職業安定所が所掌する業務全般にわたり、全ての決裁文書の中から、管理職、情報官が起案したものを探索しなければならない。

ウ また、本件開示請求は、特定公共職業安定所における決裁文書の開示を求めているのか、あるいは、それに加えて、特定公共職業安定所に関連する労働局における決裁文書の開示も求めているのか疑義が生じるところである。

エ このように、本件開示請求は、広範かつ曖昧であり、対象行政文書を特定できるものではなく、本件開示請求書には、文書を特定するに足る記載がされていなかったことから、開示請求対象文書が特定できるよう、参考資料として「厚生労働省組織規則（抜粋）」を添付した上で、平成29年11月1日付けで、同月17日を期限として補正を求めた。

オ しかし、審査請求人からは、補正の予定はない旨の回答があったことから、再度、平成29年11月20日付けで、同月27日を期限として補正を求めた。

カ しかしながら、これに対しても、審査請求人からは、補正は行わない旨の回答があったため、法4条1項に掲げる事項が記載されているとは認められないことから、形式上の不備がある開示請求として、平成29年12月12日付けで原処分が行われたものである。

キ 以上のとおり、本件開示請求については、行政文書を特定するに足りる事項が記載されなかったものであり、これに対する補正の求めも適切に行われていることから、原処分を維持することが妥当である。

- (2) 当審査会において確認したところ、公共職業安定所の所掌事務は、組織規則793条1項において1号から11号まで掲げられており、特定公共職業安定所において多岐にわたる業務を行っていること認められ、これらの業務全般にわたり、全ての決裁文書の中から、管理職、情報官が起案したものを探索しなければならない旨の上記(1)ア及びイの諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、本件開示請求書には、「特定公共職業安定所分」と記載されていることが認められ、本件開示請求は、特定公共職業安定所における決裁文書の開示のみ求めているのか、あるいは、それに加えて、特定公共職業安定所に関連する労働局における決裁文書の開示まで求めているのか疑義が生じる旨の上記(1)ウの諮問庁の説明は首肯できる。

さらに、処分庁が審査請求人に宛てた「行政文書開示請求書の補正について(依頼)」には、参考資料として「厚生労働省組織規則(抜粋)」が添付されている上、開示請求対象文書が特定できるよう、行政文書の名称、標題、記録されている情報の概要について、補正を求める旨記載されているが、審査請求人が2度にわたる補正の求めに応じていないことからすると、審査請求人が求める行政文書を特定することが困難であるとする諮問庁の説明は首肯できる。

- (3) したがって、本件対象文書については、該当する文書の特定ができず、形式上の不備を理由に不開示とした原処分は、妥当である。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子